

令和5年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業
「情報プラットフォーム構築事業」
(木質バイオマス燃料材サプライチェーン実態調査)

「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用状況



(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

2024.2.28

(第9回 国際バイオマス展(春) 林野庁補助事業成果報告(セミナー))

はじめに

「木質バイオマス証明ガイドライン」とは

正式名称：「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」

令和5年度 実態調査

認定団体アンケート、現地調査、講習会など

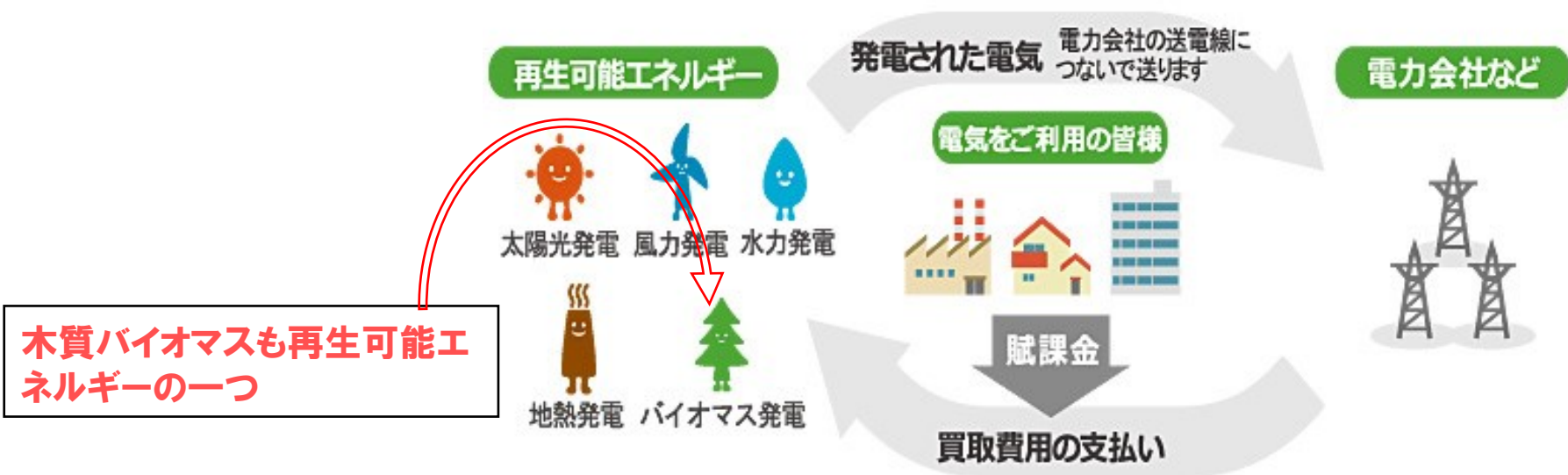
再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）とは

高コストの再生可能エネルギーの導入を支えて、発電設備の高い建設コストの回収見通しが立ちやすくすることにより、再生可能エネルギーの普及を促すための制度です。

※ 資源エネルギー庁ホームページ（なっとく再生可能エネルギー）より要約

再生可能エネルギーで発電した電気を
電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを
国が約束する制度です。

電力会社が買い取る費用の一部は、広く電気利用者から賦課金として徴収されています。



画像：エネ庁 なっとく再生可能エネルギー

URL:https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html

木質バイオマスの調達価格区分

FIT/FIP制度では木質バイオマス燃料はその由来によって以下の3つに区分されます。それぞれの調達区分で発電した電気の買取価格が異なります。

このように木質バイオマスの燃料材区分は、売電価格に直結するため、厳格な運用が求められます。

調達区分		1 kWhあたり調達価格（税抜）			調達期間
		2014年度以前	2015～2017年度	2018年度～2023年度	
間伐材等 由来	2千kW以上	32円			20年間
	2千kW未満	40円			
一般木質 バイオマス	2万kW以上	24円 ※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円	※入札制		
	1万kW以上 2万kW未満				
	1万kW未満				
証明のない木質バイオマス (建設資材廃棄物等)		13円			

◀ 発電所の認定年度により、買取価格は異なります。

※ 入札制

2018：20.6円
2019：19.6円
2020：19.6円
2021：18.5円
2022：18.0円
2023：17.8円

木質バイオマスの調達区分

FIT制度での木質バイオマス燃料の区分は下表のとおりです。

流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等 残材
				間伐	主伐	
由来の生育地の由来						
国産材	森林以外・林道支障木など			[Grey Box]		[Grey Box]
	森林由来	民有林	その他	経営計画外	[Grey Box]	
			その他	経営計画	[Green Box]	
	森林由来	国有林	保安林		[Green Box]	
			その他		[Green Box]	
輸入材				[Grey Box]		



証明書（注）の連鎖があれば**間伐材等由来の木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

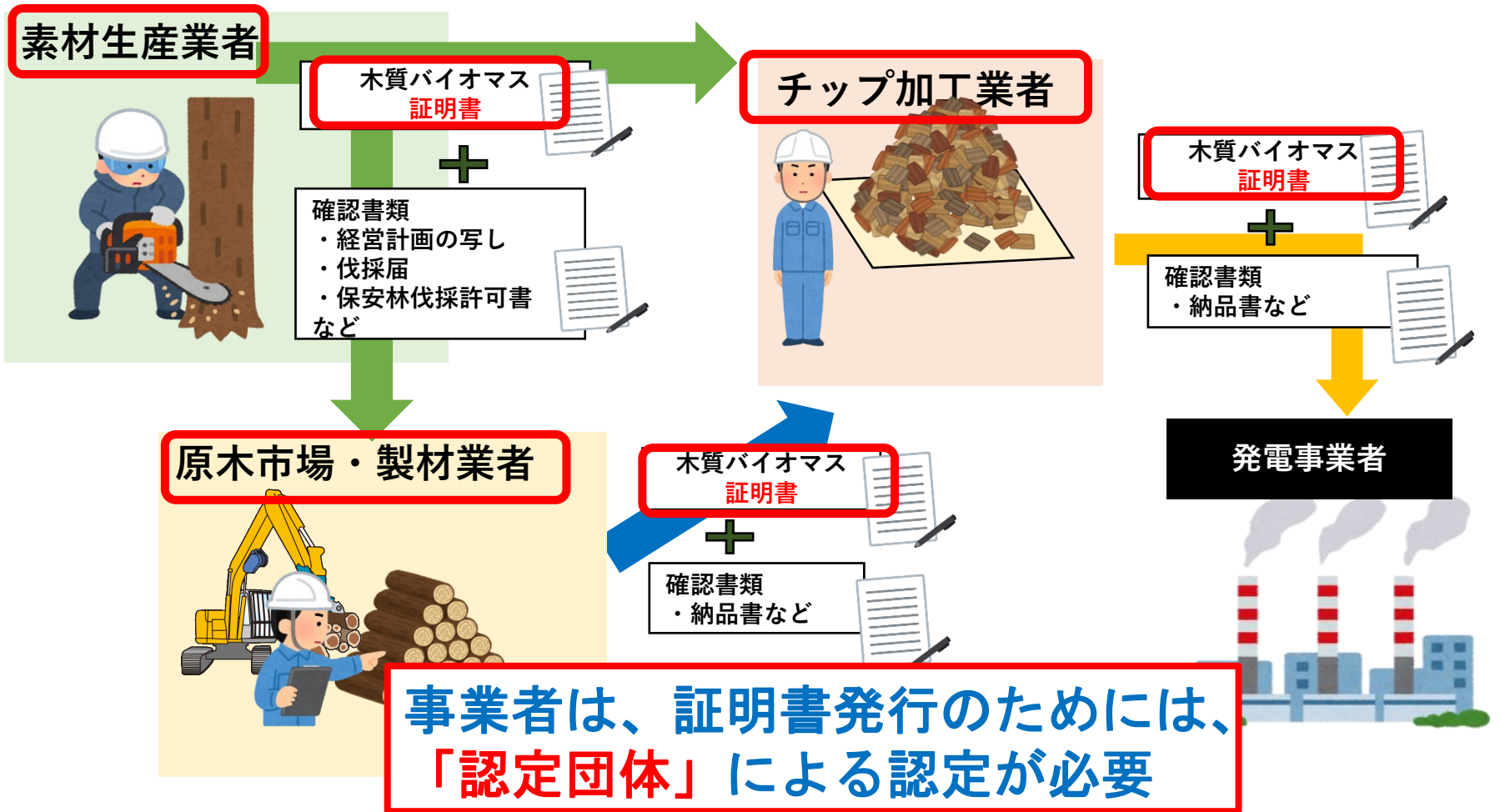


証明書の連鎖があれば**一般木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

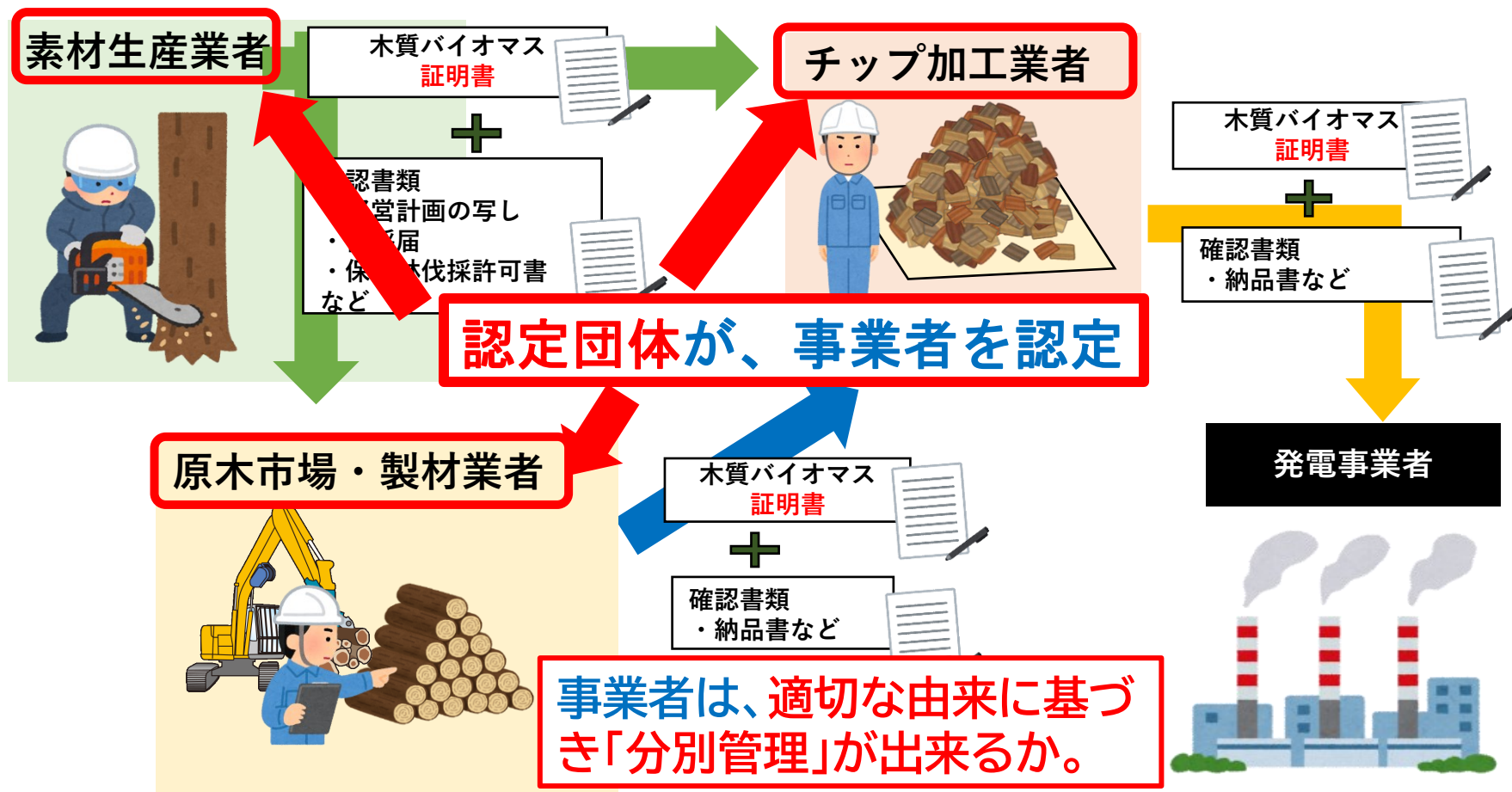
(バイオマス) 証明書の発行

より有利な調達価格による取引を行うには、「証明ガイドライン」による**証明書（由来と分別管理の証明）**の発行と連鎖が必須です



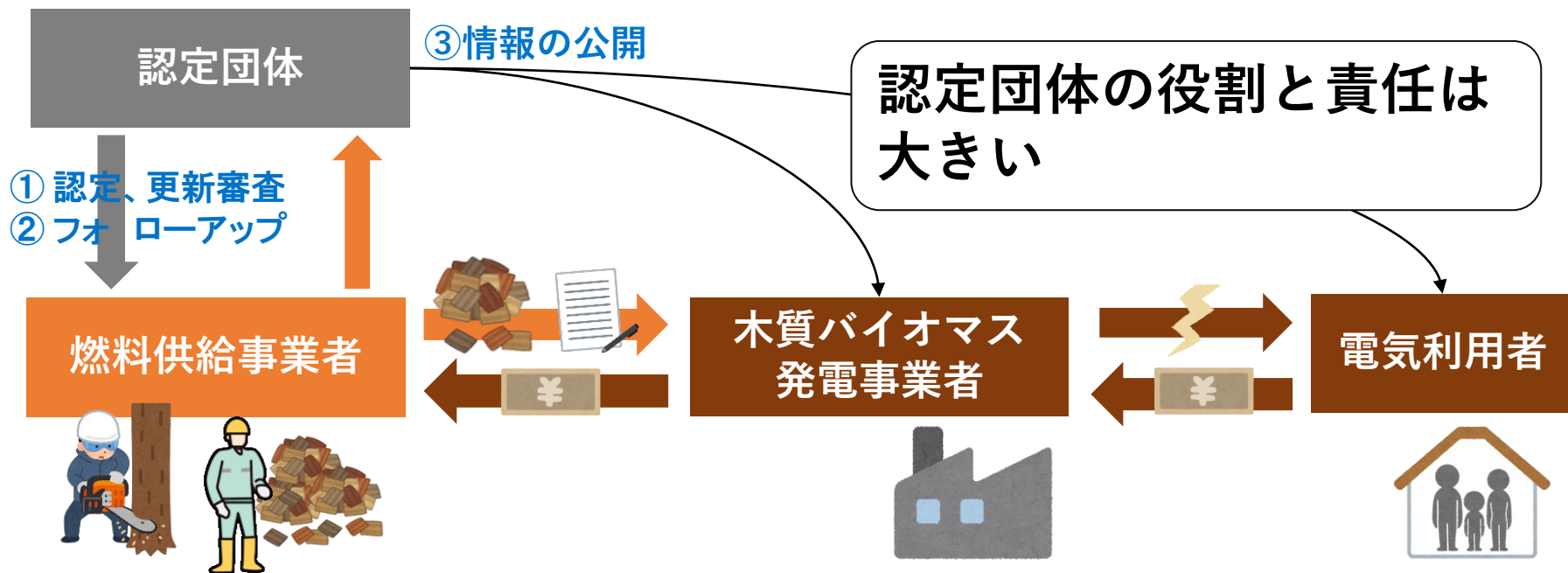
認定団体の認定（役割と責任）

認定団体は、申請のあった事業者が「**証明ガイドライン**」の運用が**適切に**出来るかを**判断して認定**します。



認定団体は、自主行動規範、事業者認定実施要領を策定して公開

- ① 事業者の認定、更新審査（書類、現地確認など）
- ② フォローアップ（研修会の開催、分別管理や証明書作成の支援・指導など）
- ③ 情報公開（自主行動規範、認定実施要領、認定事業者、取扱実績とりまとめ等）



はじめに

木質バイオマス証明ガイドラインとは

令和5年度 実態調査

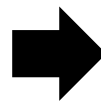
- 1 認定団体アンケート
- 2 現地調査
- 3 講習会の開催

これまでの調査の実績

2015年度から林野庁補助事業にて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に関する調査を実施

当初の観点

- Q：認定団体・認定事業者の規模は？
- Q：ガイドラインの運用状況は？
- Q：ガイドラインの円滑な運用に向けてすべきことは？



現在の観点

- Q：ガイドラインの運用実態・課題
- Q：証明の工夫事例
- Q：関係者のガイドラインの理解

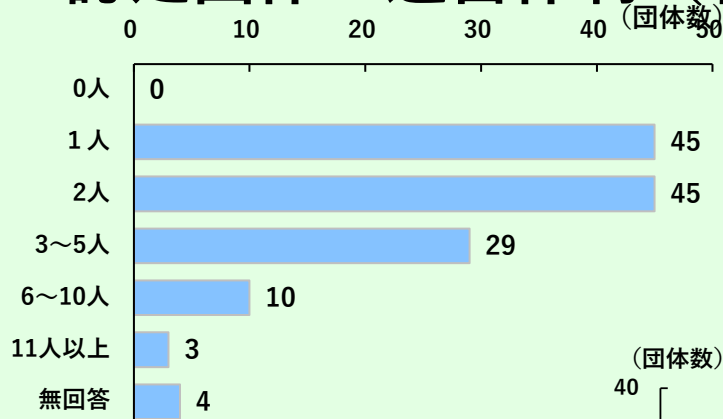
項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
認定団体と認定事業者の規模的把握	→							
認定団体へのアンケート調査	→							
現地調査	10県	8県	5県	7県	5県	4県	7県	5県
マニュアル作成	★						一部改訂	
説明会開催	2県	11県	19県	20県 当初は7件予定	5県	9県 4県はWeb対応	12県 4県はWeb、資料提供対応	認定団体向け1回、開催支援4県

※一部調査は、2018年度より林野庁や資源エネルギー庁と連携して実施

1 認定団体へのアンケート調査の実施

- 全国**138の認定団体**にアンケートの回答を8月末を期限として、原則メールにて協力依頼（7/28）
- その後に担当者の異動や退職、連絡先が不明となり回答を得られなかった認定団体への対応などもあり、最終的に11月末までに**136の認定団体**からの協力を得ました。
- アンケートの主な質問事項
 - i : 認定団体の体制など基本的な情報
 - ii : 認定事業者数や認定事業者の規模、業態などの情報
 - iii : 認定に伴う認定団体の情報公開の状況など
 - iv : 認定事業者の支援や指導の実施状況（2022年度）
 - v : 認定費用に関すること
 - vi : その他自由意見

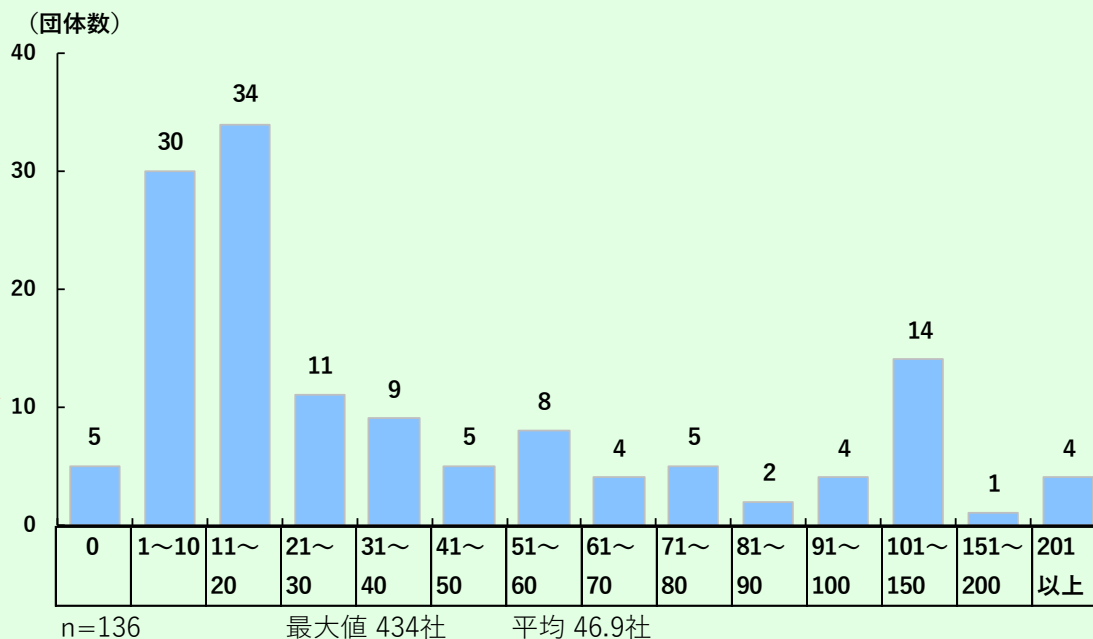
1 認定団体の運営体制（職員数）



多くの認定団体では、兼務などもあり限られた人数の担当者で対応

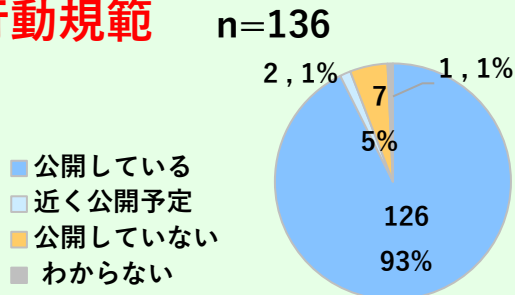
2 認定事業者数別の認定団体数

平均で約50事業者を認定、100事業者超が19団体

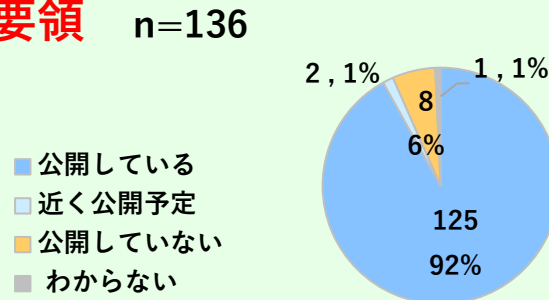


3 認定団体における情報公開の状況

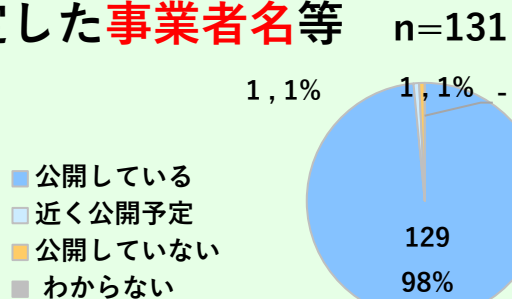
(1) 自主行動規範



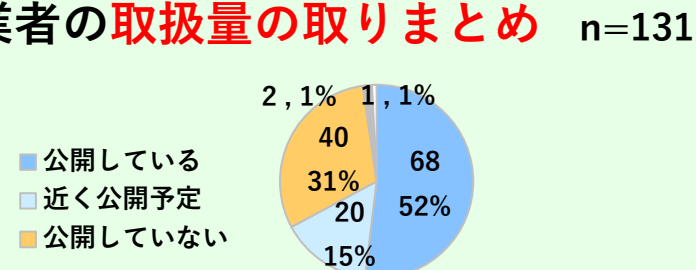
(2) 認定要領



(3) 認定した事業者名等

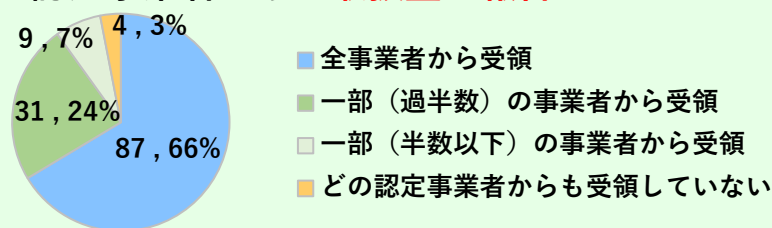


(4) 認定事業者の取扱量の取りまとめ



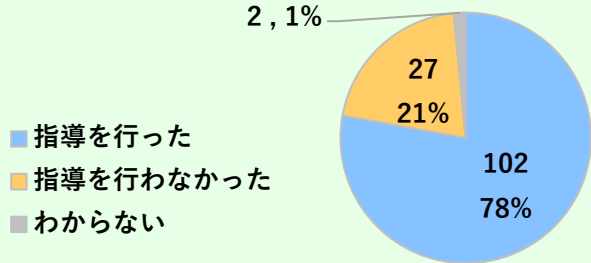
取扱量の公表状況について、本アンケート後に林野庁が確認したところ約8割が公表済みとなっている。

※ 認定事業者からの取扱量の報告

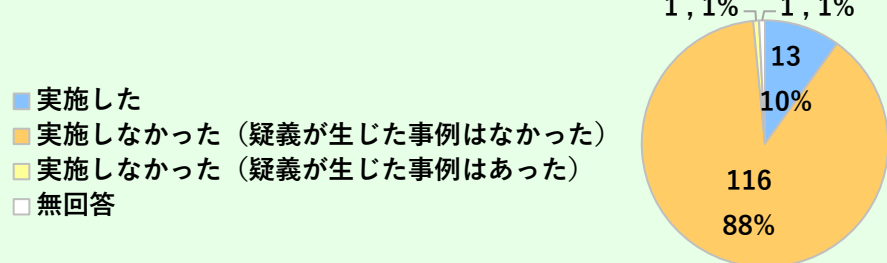


4 認定事業者への支援や指導の実施状況 (2022年度)

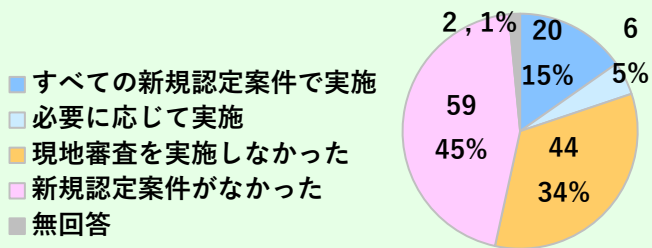
(1) 認定事業者への指導 n=131



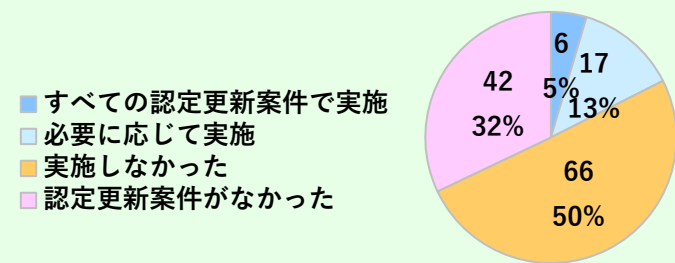
(2) 立入検査 n=131



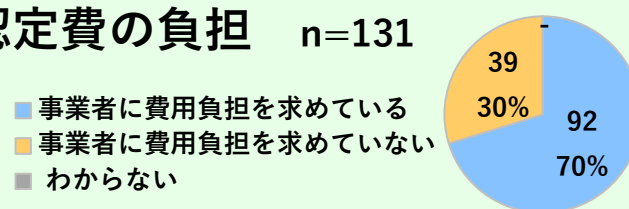
(3) 新規認定の現地確認 n=131



(4) 更新認定の現地確認 n=131



5 認定費の負担 n=131



2 現地調査

林野庁、資源エネルギー庁の調査に同行して、運用状況を確認するとともに、調査後の助言などの支援を行った。

調査対象： 5県（愛媛、福島、熊本、愛知、山梨）
森林組合等の伐採事業者、燃料加工事業者、発電事業者

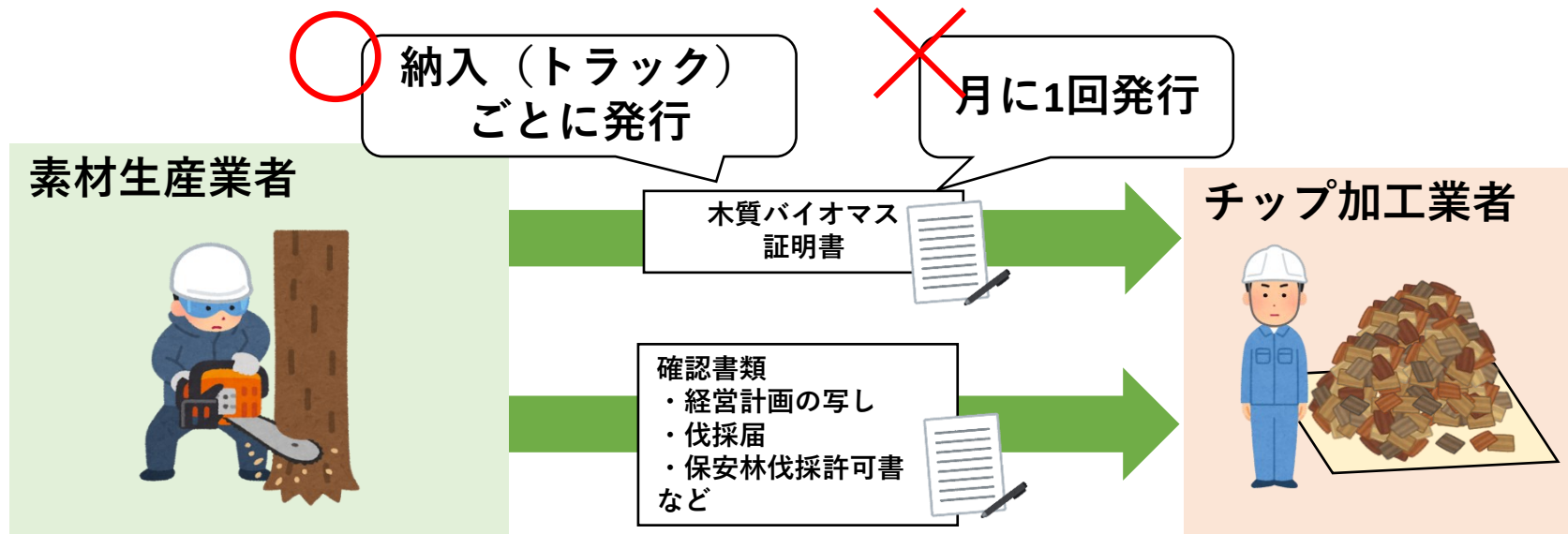
- ・ 工夫された事例なども把握



現地調査により（証明書の発行方法）

ガイドラインでは「それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返す」とされています。バイオマスを納入すること（トラックごと）に証明書を発行する必要があります。（1か月分をまとめて発行する行為はガイドラインから外れた行為です。）

- 後でまとめて証明するのでは、納入の際に**証明がないのと同じ**
- 伐採届出や森林経営計画の写しのみでは、**証明にならない**



- 証明が出来るのは、**実際に作業（分別管理等）を行う認定事業者**です。

3 講習会（説明会）の実施

1 認定団体向け講習会

これまで： 認定団体等の招きにより、**認定事業者向け講習（講演）**を実施

今後： 証明ガイドライン制度の周知と適切な運用を目指して、**認定団体による**認定事業者への研修会等の実施を支援

認定団体向け講習会（説明会）を次のとおり開催しました。

開催日： 2023年9月29日（金）

開催方法： WEB及び会場来訪の併用

申込み団体数： 140名（会場出席者19名）

- 説明内容
- (1) 証明ガイドラインの制度の概要（林野庁）
 - (2) 認定団体の責任と役割
 - (3) 認定事業者への説明のポイント
（適切な証明書と分別管理）
 - (4) 認定団体での取り組み事例
（岐阜、静岡、熊本の認定団体）

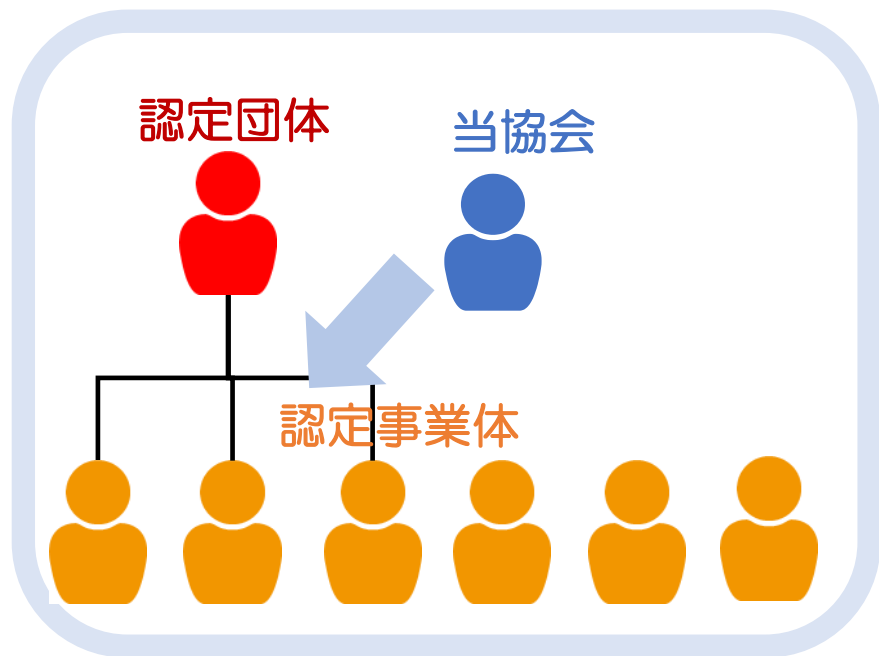
3 講習会（説明会）2022年度の課題より

ガイドラインの誤解により、適切な運用がされていない場合がある。
ガイドラインの理解・普及をはかるため、認定団体への研修を実施することで
より多くの事業者への研修効果が期待できる

事業者への説明会

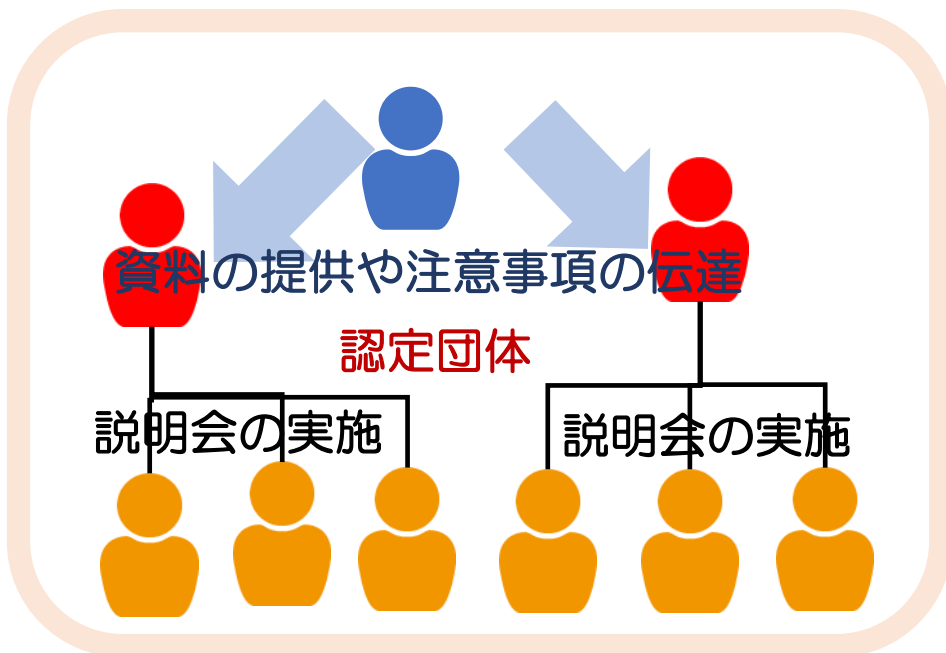
（説明会を実施できない地域などあり）

【従来】



認定団体への研修

【2023年度から】



2 認定団体による講習会の支援

目的：

- (1) 地域で認定団体が共催して行う講習会の実施状況の把握
- (2) 開催の支援（情報提供、質問への回答等）
 - 次の4地域の講習会に出席
兵庫県、宮城県、広島県、鹿児島県
 - あわせて主催団体の関係者との情報交換を実施

認定団体による講習会に出席して、今後、認定団体が実施する講習会の支援を進めるために有効な情報を得ることができました。

特に、主催団体との意見交換にから、**今後は、一方的な説明する研修ばかりでなく、具体的な事例や実際の証明書の記載例**などを持ち寄るなど、より実践に近い研修などの工夫も必要と思われます。

証明書の工夫事例

トラックスケールで（計量票）は、燃料材の受け手側のトラックスケールで発行される場合が多く、納入担当者のサインなど必要事項を記入して、出材側が発行したことを示す工夫が必要となります。

搬入予定通知書

証明書の共通事項をまとめて、一括で事前通知
 日付
 納入先
 認定番号
 事業者名
 下記の通り施業することを通知します。
 由来区分：〇〇
 伐採箇所：施業地A
 伐採面積：〇〇
 予定数量：〇〇
 主な樹種：〇〇

計量表の活用事例

施業地名や
 事前登録番号等でリンク
 【注意！】証明書から通知書を特定できなければならない
 （例）複数施業地から同期間に出材される場合には会社コードでのリンクは不可能

計量票（兼 証明書）

会社コード：〇
 施業地：施業地A
 数量：〇〇
 性状：〇〇
 樹種：「搬入予定通知書」に記載
 区分：間伐材等
 以上の木材は上記区分の由来であり、適切に分別管理されていることを証明します。
 日付、認定番号
 納入担当者（署名等）

ゴム印等の活用

証明書の工夫事例②

下図はトラックスケールでの計量票を納品書と合わせ、証明書とする例です。出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、これ一枚で証明書に必要な項目を全てカバーしています。

合わせ技の事例

納品書 兼 証明書		計量票
<p style="text-align: right;">日付</p> <p>納入先</p> <p style="text-align: right;">認定番号 事業者名</p> <p style="text-align: center;">下記の通り証明します。</p> <p>由来区分：</p> <p>伐採箇所：</p> <p>伐採面積：</p> <p>数量：計量票のとおり</p> <p>樹種：</p> <p>担当者サイン</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100%; width: 100%;"></div>	

私ども日本木質バイオマスエネルギー協会では、ホームページ上に相談窓口を開設して各種お問い合わせに対応しています。
最近では、認定団体や認定事業者からの相談が増加しています。

相談においては、

- 1 まず、「証明ガイドライン」や「証明ガイドラインQ&A」を確認する。
- 2 次に「認定団体」に相談する。
- 3 その上で不明なことをご相談いただくと、よりスムーズにお答えできます。

「証明ガイドライン」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

「証明ガイドラインQ&A」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainq.pdf>

ガイドラインに関するマニュアルのご紹介

- 2015・2016年度に実施した調査を踏まえ、**運営マニュアル**を作成
- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは弊協会HPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け

(情報提供)

- 1 認定団体の皆様に林野庁木材利用課長名により、認定団体の皆様に**ガイドラインの適切な運用に関する文書**（令和5年6月20日付）が発出されています。参考としてください。次ページに文書掲載
 - ① 情報の公開
 - ② 認定事業者へに対する指導等

- 2 バイオマス証明ガイドラインに関して、木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの確認が予定されています。詳しくは、今後の林野庁等のお知らせでご確認ください。

『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用について』 (令和5年6月20日付け林野庁木材利用課長名事務連絡)

事 務 連 絡
令和5年6月20日

木質バイオマス証明ガイドライン認定団体各位

林野庁木材利用課長

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の
適切な運用について

平素より木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年以降、再エネ特措法に基づきFIT/FIP認定を受けて稼働する木質バイオマス発電施設は、主に間伐材等由来の木質バイオマスを燃料とするものだけでも、令和4年9月末時点で114件(約48万kW。RPSからの移行認定分を除く。)に増加しているところです。また、これに伴い、国産木質バイオマスの利用量も年々増加し、令和3年に934万m³となっています。

FIT/FIP制度における木質バイオマス発電については、木質バイオマスの由来に応じて異なる調達価格・基準価格が設定されていることから、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(以下「証明ガイドライン」という。)において、素材生産事業者やチップ加工事業者等による適切な分別管理とこれに基づく由来(「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」)の証明書の発行が求められています。また、認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、立入検査、認定の取消のほか、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が求められています。

一方、令和4年度補助事業により実施した認定団体向け調査の結果(※)によれば、認定事業者から提出された取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が5割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況も見られます。

FIT/FIP制度に基づく発電事業については、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められます。そのため、FIT/FIP制度の下で発電用の燃料として供される木質バイオマスについても、不適切な分別管

理や証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。

つきましては、各認定団体におかれては、下記を踏まえ、証明ガイドラインの適切な運用に取り組んでいただくようお願いします。

※日本木質バイオマスエネルギー協会『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の運用に関する実態調査 成果報告書(令和5年3月)

<https://jwba.or.jp/project-report/woodv-biomass-certification-guideline/>

記

1. 情報公開

認定団体は、自らの認定に係る取組の透明性・信頼性を確保するため、以下の点について団体等のホームページにおいて公表するようお願いします。(事業所の掲示板への掲示は、公表には該当しないことに御留意願います。)

- ・証明ガイドラインに基づき定める「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
- ・認定した事業者の名称、代表者氏名、住所、団体認定番号、認定年月日などの情報
- ・認定事業者から提出された前年度分の木質バイオマスの取扱実績報告の取りまとめ

2. 認定事業者に対する指導等

認定団体には、事業者を認定した責任が伴うため、認定(認定の更新を含む)に係る審査は厳正に行うようお願いします。審査の信頼性向上のため、現地審査の実施について積極的に検討してください。

認定事業者が認定時の状況を維持し、分別管理・由来証明を適切に実施するよう、認定時以外にも、計画的に各認定事業者の事務所や土場への訪問等を行い、証明書の記載内容やその根拠書類、分別管理状況、書類の保管状況等ガイドラインの運用状況に係る確認、研修の実施などに取り組んでいただくようお願いします。

認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があつたときは立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行うことで、ガイドラインの信頼性を確保するようお願いします。



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>